

福岡県宿泊税条例

(課税の目的)

第一条 県は、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第六項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(納税義務者等)

第二条 宿泊税は、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業（同条第四項に規定する下宿営業を除く。）、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十三条第五項に規定する認定事業及び住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(税率)

第三条 宿泊税の税率は、一人一泊につき二百円とする。ただし、法第五条第三項又は第七項の規定により宿泊に対して税を課す市町村の区域内に所在する宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の税率は、一人一泊につき百円とする。

(納税地)

第四条 宿泊税の納税地は、宿泊施設の所在地とする。

(徴収の方法)

第五条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第六条 宿泊税の特別徴収義務者（以下単に「特別徴収義務者」とい

う。)は、宿泊施設の経営者とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要と認める場合には、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 前二項の特別徴収義務者は、宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の申告等)

第七条 前条第一項の規定により特別徴収義務者となるべき者は宿泊施設の経営を開始しようとする日の五日前までに、同条第二項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から十日以内に、宿泊施設ごとに、規則で定める申告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 特別徴収義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

2 宿泊施設の所在地及び名称

3 客室数その他設備の概要

4 経営開始予定年月日（申告の日において既に経営を開始している場合にあつては、経営開始年月日）

5 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 特別徴収義務者は、前項各号に掲げる事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、その変更に係る事項について届け出なければならない

い。

- 4 特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を一月以上休止しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出をした者であつて、当該届出に係る休止期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。
- 6 特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止の日から十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(申告納入)

第八条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月一日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した規則で定める納入申告書を知事に提出するとともに、当該申告に係る納入金を納入しなければならない。

- 2 特別徴収義務者が、申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他の規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより知事の承認を受けた場合には、次の表の上欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税に係る前項の納入申告書を、同表の下欄に掲げる日までに、知事に提出するとともに、当該申告に係る納入金を納入しなければならない。ただし、宿泊施設の経営を一月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から一月以内に、これを申告納入しなければならない。

十二月一日から二月末日まで	三月末日
三月一日から五月末日まで	六月末日
六月一日から八月末日まで	九月末日

九月一日から十一月末日まで

十二月末日

- 3 知事は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が規則で定める要件に該当しなくなつたと認めるときは、同項の規定による承認を取り消すことができる。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第九条 知事は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失つたことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 特別徴収義務者は、前項の規定により還付又は納入の義務の免除を申請する場合は、規則で定める申請書に当該還付又は納入の義務の免除を必要とする理由を証するに足りる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、第一項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

- 4 知事は、第一項の規定による申請があつた場合には、同項又は前項の規定による措置を採るかどうかについて、当該申請があつた日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第十条 特別徴収義務者は、次に掲げる事項を帳簿に記載し、かつ、当該帳簿を第八条第一項又は第二項の規定により納入申告書を提出

した日の属する月の末日の翌日から起算して三月を経過した日から五年間保存しなければならない。

- 一 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額
 - 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して三月を経過した日から二年間保存しなければならない。
- 一 宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の帳簿又は前項の書類を電子計算機を使用して作成する場合については、福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号。以下「県税条例」という。）第四章の規定の例による。

（帳簿の記載義務違反等に関する罪）

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 前条第一項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同項の帳簿を隠匿した者
- 二 前条第一項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかつた者
- 三 前条第二項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成した者又は同項の

書類を隠匿した者

四 前条第二項の規定に違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(賦課徴収)

第十二条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び県税条例の定めるところによる。この場合において、県税条例第一条中「この条例」とあるのは「この条例及び福岡県宿泊税条例（令和元年福岡県条例第二十一号）」と、県税条例第二条第四号中「福岡県税条例施行規則」とあるのは「福岡県税条例施行規則及び福岡県宿泊税条例施行規則」とする。

(規則への委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における宿泊に対して課すべき宿泊税について適用する。

(経過措置)

第三条 施行日において現に宿泊施設を経営している者については、施行日に宿泊施設の経営を開始するものとみなして、第七条第一項の規定を適用する。

(施行のために必要な準備)

第四条 特別徴収義務者の指定、申告及び届出は、施行日前においても、第六条第二項及び第七条（前条の規定により適用される場合を含む。）の規定の例により行うことができる。

(北九州市内及び福岡市内における宿泊税の特例)

第五条 北九州市又は福岡市が法第五条第三項又は第七項の規定により宿泊税を課す場合には、当該宿泊税を課す市の区域内に所在する宿泊施設（以下「市内施設」という。）における宿泊に対する第三条の規定の適用については、第三条ただし書中「百円」とあるのは、「五十円」とする。この場合において、宿泊税は地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第六条の十七第二項第九号の法定外目的税とする。

2 前項の規定の適用がある場合の市内施設における宿泊に係る宿泊税（以下「県宿泊税」という。）の賦課徴収は、第六条第二項、第八条第二項及び第三項、第九条第一項、第三項及び第四項並びに第十二条の規定にかかわらず、北九州市又は福岡市が法第五条第三項又は第七項の規定により課する宿泊税（以下「市宿泊税」という。）の賦課徴収の例により市宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

3 北九州市長又は福岡市長が市宿泊税の納入期限を延長した場合には、当該市宿泊税が課された宿泊に係る県宿泊税の納入期限につい

ても、同一期間延長されたものとする。

- 4 北九州市長又は福岡市長が市宿泊税又はその延滞金額を減免した場合には、当該市宿泊税が課された宿泊に係る県宿泊税又はその延滞金額についても当該市宿泊税又は延滞金額に対する減免の割合と同じ割合により減免されたものとする。
- 5 第一項の規定の適用がある場合には、県宿泊税に関する申告、届出又は申請（以下「申告等」という。）は、第七条、第八条第一項及び第二項並びに第九条第二項の規定にかかわらず、市宿泊税の申告等の例により市宿泊税の申告等と併せて、北九州市長又は福岡市長にしなければならない。
- 6 第一項の規定の適用がある場合には、特別徴収義務者（市内施設の経営者に限る。）は、第八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、市宿泊税に係る徴収金の納入の例により市宿泊税の徴収金と併せて、県宿泊税の徴収金を北九州市又は福岡市に納入しなければならない。
- 7 北九州市及び福岡市は、県宿泊税に係る徴収金の納入があつた場合には、知事が別に定めるところにより、これを県に払い込むものとする。
- 8 県は、北九州市及び福岡市において第二項及び前項の事務を行うために要する費用を補償するものとする。
- 9 第二項から前項までに定めるもののほか、県宿泊税を北九州市及び福岡市が賦課徴収することについて必要な事項は、知事が別に定めるところによる。

（検討）

第六条 知事は、この条例の施行後三年を経過した場合において、社

会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、五年ごとに同様の検討を行うものとする。

(福岡県税条例の一部改正)

第七条 福岡県税条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「及び産業廃棄物税」を「、産業廃棄物税及び宿泊税」に改める。

第十九条の二及び第十九条の三中「産業廃棄物税」の下に「及び宿泊税」を加える。